

## 強化指定選手・スタッフ行動規範

(制定の趣旨及び目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」と言う）が指定した強化指定選手として国際試合・強化合宿等に選出され参加した場合、本人に対してその行動基準を明確にするために定める。

2. 本協会が指定した強化指定選手及びコーチ、トレーナー、スタッフ等（以下「強化指定選手及びスタッフ」という。）は、選手の競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが本協会を代表する競技者であり、健全な生徒、学生、社会人として規律ある行動を行う責務を負っている。この規定は、強化指定選手及びスタッフが順守すべき基本的な行動基準を定め、もってバドミントン競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

(強化指定選手及びスタッフ)

第2条 強化指定選手及びスタッフとは競技登録者の中において著しく能力に優れ、国際大会において好成績をもたらすことが期待される者とその活動をサポートするスタッフで、本協会が指定、認定する者をいう。

(行動規範)

第3条 法令及び諸規則・ルールを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動する。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

2. 社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
3. 強化指定選手・スタッフ等は、日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

(遵守事項)

第4条 一般社会人、学生としてのルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえ、強化選手及びスタッフとしての自覚と責任をもって行動すること。

2. 本協会が主催する日本ろう者バドミントン選手権、日本ろう者ランキングサーキット大会及び日本代表として出場する国際大会及び一般財団法人全日本ろうあ連盟が主催する全国ろうあ者体育大会、行事等には参加すること。参加出来ないときは、予め本協会に届け出、承認を得るものとする。
3. 本協会主催の競技会及び合宿等練習会において、指定の衣服（ユニフォーム等）があるときは、その衣服を着用すること。なお、衣服の着用に当たっては、品位を重んじ適切な着用方による。
4. ドーピングは行わないこと。止むを得ず薬物等を服用する場合、必ず事前にドクター、トレーナーに相談したうえで服用すること。競技会検査および競技会外検査は、いつでも実施される可能性があることを認識しておくこと。その際の選手の権利と義務について確認しておくこと。居場所情報の提出を怠らないこと。

5. 海外派遣時の服装については、日本代表に相応しい、清潔感があり好感のもてる服装を基本とすること。また日本代表になった場合は、当該選手団の団長、監督、コーチ、スタッフが定める行動規範や指示事項を必ず遵守すること。
6. マスメディア関係（取材、新聞、雑誌等の取材）への対応は、事前に本協会に届出書を提出し承認を得ること。
7. 強化指定選手は、強化方針や規約を遵守するとともに、これらがスポーツマネジメント会社との契約より優先することを了知すること。
8. 本協会は強化指定選手及びスタッフと一体となって競技力の向上を目指している。必ず次の事項を強化委員会に報告若しくは連絡すること。
  - ・ 練習場所、活動場所
  - ・ 年間スケジュール
  - ・ 指導者の氏名および連絡先
  - ・ 事故、怪我等
  - ・ その他必要な事項
9. 協賛、後援等スポンサー企業等に対しては感謝し敬意をはらうこと。
10. 倫理規範は別に定める。

(違反者の処分)

第5条 本規範に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、強化委員会において審議し強化指定選手の解除等を含め理事会が処分の決定を行う。

1. 強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会の決定により処分を受ける。
2. コーチの報告に基づき、必要に応じて代表理事は、次の処分を行うことができる。
  - (1) 強化指定選手等の活動・行事に参加することを停止すること。
  - (2) 強化指定選手等から除外すること。
  - (3) その他、違反の程度に従った処分。
3. 第1項、第2項の処分に際して、それぞれ理事会、当該選手からの書面による弁明の機会を与えなければならない。
4. 処分手続規程は、別に定める。

(変更)

第6条 この規範は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規範は、2018年4月28日から施行する。

本規範の一部を改正し、2019年2月4日より施行する。